

第六十一回国会 商工委員会 議 録 第三十六号

昭和四十四年六月二十五日(水曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 宇野 宗佑君

理事 小宮山 重四郎君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

理事 小笠 公留君

大橋 武夫君

神田 博君

吉川 久衛君

小峯 柳多君

福永 健司君

山村新治郎君

岡田 利春君

勝澤 芳雄君

千葉 佳男君

古川 喜一君

近江已記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君

出席府委員長

通商産業省重工業局長 吉光 久君

委員外の出席者

議員 中村 重光君

議員 椎野 幸雄君

六月二十五日

委員田中榮一君、丹羽久章君、増岡博之君及び栗林三郎君辞任につき、その補欠として山村新治郎君、藤本孝雄君、吉川久衛君及び中谷鉄也君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員吉川久衛君、藤本孝雄君、山村新治郎君及

び中谷鉄也君辞任につき、その補欠として増岡博之君、丹羽久章君、田中榮一君及び栗林三郎君が議長の指名で委員に選任された。

六月二十四日

中小企業等協同組合法の一部改正に関する請願

(植木庚子郎君紹介)(第九〇九九号)

同(木野晴夫君紹介)(第九一〇〇号)

同(倉石忠雄君紹介)(第九一〇一号)

同(小坂善太郎君紹介)(第九一〇二号)

同(砂田重民君紹介)(第九一〇三号)

同(永田亮一君紹介)(第九一〇四号)

同(増田甲子七君紹介)(第九一〇五号)

同(三原朝雄君紹介)(第九一〇六号)

同(小川平二君紹介)(第九一〇七号)

同(小淵恵三君紹介)(第九一〇八号)

同(鈴木善幸君紹介)(第九一〇九号)

同(塚田徹君紹介)(第九一〇一〇号)

同(嶋田宗一君紹介)(第九一〇一〇号)

同(倉成正君紹介)(第九一〇一〇号)

同(始関伊平君紹介)(第九一〇一〇号)

同(渡海元三郎君紹介)(第九一〇一〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小規模企業振興法案(中村重光君外十一名提出、衆法第四五号)

軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案(内閣提出第六六号)(参議院送付)

○大久保委員長 これより会議を開きます。

中村重光君外十一名提出、小規模企業振興法案を議題といたします。

小規模企業振興法案

小規模企業振興法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業基本法(昭和三十三年法律第五十四号)第二十三条の規定の趣旨に即し、国が小規模企業者に対して特に講ずべき施策を明らかにすることにより、小規模企業者に対する同法第三条の施策が円滑に実施されるようにするとともに、小規模企業の従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことを期することができるようにし、もつて小規模企業の振興を図り、あわせて国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が二十人以下の事業者であつて工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が五人以下の事業者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(実態調査)

第三条 政府は、小規模企業者に対して特に講ずべき施策の企画、立案等に資するため、小規模企業振興審議会の意見をきいて、毎年、定期的に、小規模企業の実態を明らかにするため必要な調査を行なわなければならない。

(指導施設等の整備等)

第四条 国は、小規模企業の経営の改善及びその従事者の福祉の向上に関して、指導し、及び相談に応ずるため、特に小規模企業者のための指導施設、相談施設等必要な施設の整備等に努めなければならない。

(金融の円滑化)

第五条 国は、小規模企業者に対する金融の円滑化を確保するため、金融機関の融資総額の一定割合以上が小規模企業者に対して貸し付けられるようにするために必要な施策を講じなければならない。

(信用補完制度の拡充)

第六条 国は、小規模企業者に対する金融の円滑化を確保するため、中小企業者に対する信用補完制度においては、特に小規模企業者に対し、担保(保証人の保証を含む)を提供しない場合の債務保証の限度額を引き上げ、債務保証の保証料を引き下げる等必要な施策を講じなければならない。

(租税負担の適正化)

第七条 国は、小規模企業者の租税負担の適正化を図るため、小規模企業者につき、事業税を軽減し、家族労働者に支払う給与についての合理的な税制を確立する等必要な施策を講じなければならない。

(社会保険の強制適用等)

第八条 国は、小規模企業の従事者の福祉の向上を図るため、小規模企業の従事者のすべてを健康保険、労働者災害補償保険、失業保険、厚生年金保険等の被用者に係る社会保険に強制的に加入させるために必要な施策を講じなければならない。

2 国は、小規模企業者に対し、前項に規定する社会保険における事業主としての負担の軽減を図るために必要な施策を講じなければならない。

(小規模企業者の事業と協同組合等の事業との調整)

第九条 国は、小規模企業者の利益の不当な侵害を防止し、小規模企業の事業活動の機会の適正な確保を図るため、農業協同組合、消費生活協同組合その他の協同組合の事業、国家公務員共

済組合その他の共済組合の事業及び購買会事業
(事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する等の事業をいう。)等組合員又は従業員の福祉の向上のために行なう事業で小規模企業の健全な経営を阻害するものにつき、組合員又は従業員以外の者の利用の規制を行なう等必要な施策を講じなければならない。
(その他の施策)

第十條 国は、第四條から前条までに規定するもののほか、第三條の規定による調査の結果に基づき、第一條の目的を達成するため必要な施策を講じなければならない。

(小規模企業振興審議会の設置)
第十一條 総理府に、附属機関として、小規模企業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)
第十二條 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができ、
(審議会の組織)
第十三條 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3 委員は、非常勤とする。
(資料の提出等の要求)
第十四條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(審議会の庶務)
第十五條 審議会の庶務は、中小企業庁長官官房において処理する。

(委任規定)
第十六條 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中中小企業政策審議会の項の次に次のように加える。

小規模企業振興審議会	小規模企業振興法(昭和四十四年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
------------	--

理由
中小企業基本法第二十三條の規定の趣旨に即し、国が小規模企業者に対して特に講ずべき施策を明らかにすることにより、小規模企業の振興を図り、国民経済の均衡ある発展に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保委員長 まず、提出者から本案の提案理由の説明を求めます。中村重光君。
○中村(重)議員 私は、ただいま議題となりました小規模企業振興法案につきまして、提案者を代表し提案理由を御説明いたします。

今日、小規模企業は、その実態から見て施策において特段の配慮がなされなければならないことが明らかであるにもかかわらず、その施策は中小企業施策全体の中に包含されているため、小規模企業は施策の重点からはずされ、不安定な状態に置かれております。ことに、三十年以降の高度経済成長過程では、製造業においては中企業による系列化が進み、中小企業の再編成が進展したため、小規模企業は取り残されております。また、

商業、サービス業におきましても、需要構造の變化と大衆宣伝を媒介にした販売戦略は、国民と接する小売店を系列化し、他方では、大資本による疑似百貨店、スーパーマーケットがあらわれ、小規模商業、サービスの経営が不安定になっていくのが今日の実情であります。

最近のわが国経済の国際化の進展の中で、中小企業をめぐる環境が大きく変化し、それに対応するため中小企業の体質改善が主張され、繊維工業に見られる構造改善事業や近代化促進事業が進められておりますが、小規模企業やアウトサイダーは放置されております。

わが党は、こうした事態にかんがみ小規模企業の振興をはかることを繰り返し強調し続けて参ったのであります。

この際、中小企業基本法の小規模企業規定の趣旨に即しまして、国が小規模企業に対して特に講ずべき施策を明らかにすることによって、小規模企業者に対する施策が円滑に実施されるようにするとともに、小規模企業の従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことができるように、小規模企業の振興をはかることが緊急に必要なことと存する次第であります。

これが本法律案を提案する理由であります。

次に、その内容の概要を申し上げます。
まず第一に、小規模企業者に対して特に講ずべき施策の企画・立案等に資するため、小規模企業の実態を明らかにする調査を行なうことを規定いたしました。

第二は、小規模企業の経営の改善及び従事者の福祉の向上について、指導及び相談に応ずるため、特に小規模企業のための指導施設、相談施設など必要な施設の整備につとめなければならないことを明らかにしたのであります。

第三に、小規模企業者に対する金融の円滑化を確保するため、金融機関の融資総額の一定割合以上が小規模企業者に対して貸し付けられるよう必要な施策を講ずること、また、信用補完制度においては、小規模企業者に対し、担保を提供しない

場合の債務保証の限度額の引き上げ、債務保証の保証料の引き下げなど必要な施策を講じなければならないことを規定いたしました。

第四に、小規模企業者の租税負担の適正化をはかるため、事業税の減額、家族労働者に支払う給与の全額控除など、合理的税制を確立するための必要な施策を講ずることを規定いたしました。

第五に、小規模企業の従事者の福祉向上のため、従事者のすべてを各種社会保険の強制適用を行なうとともに、社会保険における事業者負担を軽減するため必要な施策を講ずることを規定いたしました。

第六に、小規模企業者の利益の不当な侵害を防止し事業活動の機会の適正な確保をはかるため、協同組合などの事業との調整を行なうことを規定いたしました。

第七は、小規模企業振興審議会を設け、この法律の施行に関する事項の調査審議を行なうことにいたしましたのであります。

以上が本法律案提出の理由並びにその内容の概要であります。

何とぞ、すみやかに審議され、御賛成あらんことをお願い申し上げます。提案の趣旨説明といたします。(拍手)

○大久保委員長 これにて提案理由の説明を終わりました。

○大久保委員長 本案の質疑は後日に譲ることといたします。

○大久保委員長 内閣提出、参議院送付、軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)議員 時間の関係もありますので、簡潔にお尋ねいたしますから、ひとつ御答弁も簡潔にお答えを願いたい。

この軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案を御提案になっておられるわけであ

りますが、廃止する積極的な理由は何か。具体的に申し上げますと、三十九年に五カ年間の期間延長をいたしました、期間が満了することになりますから、したがってこれを廃止しようとするのが重点なのか、それではなくて、競争力が十分についたから、もう必要はないのだというお考え方に重点が置かれておられるのか、その積極的な理由についてお答えを願いたいと思います。

○吉光政府委員 この法律が施行されてから十年間に、業界内部におきますところの行き過ぎた競争という現象がだんだんと解消されて、秩序ある輸出というふうなことが現実に行きわたる体制ができたということが積極的に行きわたることに踏み切った理由でございます。と同時に、これはすでに先生御承知のとおり、登録制あるいはまた強制負担金の徴収というふうな、他に例を見ない特別の措置を家庭用ミシン業界及び双眼鏡業界に対して加えておるわけでございますので、こういうふうな特別措置はできるだけ早く廃止したほうがよいというこの前の附帯決議の線にも沿いまして、この機会に廃止する方針をきめたわけでございます。

○中村(重)委員 お答えのように附帯決議を実施したわけでありまして、期間中といえども目的を達成したと認めるならばこれを廃止するようにしてもよい、こういふような附帯決議であつたのであります。ところが、三十九年の期間延長にあたりまして、中小企業者はまだ競争力がついてないからこの法律の目的がまだ達成されてない、したがって期間を延長してもらいたいという強い要望があつたのであります。ところが一方大企業は、その必要はないじゃないかということ、むしろ期間延長に反対をしたという経過があるわけでありまして。

今回は一応足並みはそろつたということになっておるようでありまして、中小企業者は期間延長というものを強く望んだのではないか。そうした中小企業の期間延長に対する声が大きき音となり得なかつた、そういうことから一応足並み

をそろえたという形でもって今度廃止することになったのではないかと思うのですが、その点どうなんですか。

○吉光政府委員 ミシンにつきましては十のグループ化が現にでき上つたわけでございまして。と同時に、双眼鏡につきましては八つの協同組合ができて、その協同組合の共同事業体制というものが完成いたしました。したがって、この法律の目的といたしておりましたそれぞれの業界の秩序づくりというものが現実に行きわたる、特に中小企業、零細企業の圧倒的に比重の多い双眼鏡業界におきまして、八つの協同組合の組織づくりが完成し、同時にまたその内容につきましてさらにこれを充足していく機運もすでに出てきておるわけでございまして、今回のこの法案を提案いたしますに際しまして、特に中小企業のほうからこれを延長してもらいたいという意味での積極的な要請は私ども受けておらないわけでございまして。すべての業界一致いたしまして秩序づくりになり成功した、したがって、この法案につきましてはこの期限どおり廃止してもらつてけっこうであるというふうな意味の意思表示を受け取っております。

○中村(重)委員 そうすると、資本別の生産及び輸出の実績はどういうことになっていきますか。

○吉光政府委員 家庭用ミシンにつきましては、中小企業の輸出比率でございまして、四十一年五三・四〇、四十二年五一・五〇と、大体半数のラインが中小企業関係の輸出比率でございまして。それから双眼鏡でございまして、双眼鏡につきましては四十一年が九八・七〇、四十二年九八・九〇、四十三年同じく九八・九〇と、大体九〇％が中小企業関係の製品の輸出比率でございまして、これは全生産が実は圧倒的に中小企業の分野で生産されておるという事情を反映いたしておるものでございまして。

○中村(重)委員 いまの輸出比率というのは、お答えのように双眼鏡の場合、大企業は七企業にすぎないですね。圧倒的に中小企業が多いから、した

がつて輸出比率はそれだけ高くなるというのは当然なんです、私がお尋ねしたいのは、その七企業の輸出比率と、それから圧倒的に多い中小企業の輸出比率がどういう形に伸びてきているのか。ミシンの場合も同じなんです、そういうことをお尋ねしたかったわけですね。調査室のほうから出されております資料を見ますと、四十三年になりまして企業数が相当減つていっているわけですね。この法律を制定いたしましたときは企業整備が進められておりましたから、年々これが減つてくることは当然でありますけれども、四十三年になつてから、これはあなたのほうでも資料はございまして、この間からおわかりでございまして、どうしてこんなに減つたのか。企業整備の進行ということではなかつたのではないかと思うのですが、その点どうなんですか。

○吉光政府委員 四十三年に急に減つたような数字になつておるわけでございましてけれども、これは負担金その他の関係で現在強制徴収になつていっているわけでございまして、登録事業者につきまして現実には生産を止めているか、もう一回洗いかけたわけではございません。四十三年度におきまして、現実にはその登録業者が生産に従事しておるかどうかというところで洗いかえをいたしましたところ、この洗いかえのときに現にその生産をやめておるといふような事業者が見えたので、それに伴ひまして登録の数が減つてまいつたというところでございまして、これは実はこの年に洗いかえをいたしましたので、現実には毎年洗いかえをやつておれば、もう少し実態の数字が変わつておつたのではないかと思うわけでありますけれども、急にこの年に落ちたというふうなわけではなかつたわけではございません。

○中村(重)委員 こういった特別立法を制定いたしておるのに、洗いかえを年々やらなかつたというところは私がおかしいと思う。こういう特別立法というものは、これがどう推移しておるのかというところを絶えず調査をしておくということではなれないのじゃありませんか。附帯決議も、

期間中であつてもその目的を果したということが確認されるならばこれを廃止してもよろしい、廃止すべきであるというふうな積極的な国会としての意思がこゝで行なわれたのならば、あなたのほうもその意思を尊重する立場に立つて、絶えずそういう推移を見守つていく、それでなければ附帯決議の趣旨というものは生かされないということになるんだと思う。今度国会でこの廃止法を出そうというときに、四十三年度、いつおやりになつたのか知らないけれども、洗いかえをやつてみたところが、業者がこんなに減つておつたのだ、そういう点でどうなるかと思つたと思つた。そういう点についてもう少し慎重を期してもらわなければならぬ。

同時に、いつも申し上げることでありますが、国会の委員会において附帯決議をつけたならば、その附帯決議を尊重するという立場から、もっと真剣に対処してもらわなければならぬと思つた。この点は全般的に共通する問題でございまして、さきびしく申し上げておきたいと思つた。

なお、開発途上国、特に韓国でミシン、双眼鏡の生産が活発になりつつあるようであります。まず、そういう点から考えてみまして、近い将来相当な競争力を持つてくるのではないかと考えますが、その点はどういう見通しを立てておられますか。

○吉光政府委員 ミシンにつきましては、インド、台湾、韓国等で主として生産が行なわれておるわけでございまして、それぞれの国の工業化計画の中にやはりこれらの機械についての振興というふうなことが組み入れられておられて、特に台湾の製品が輸出も本格化し始めております。

それから双眼鏡につきましては、台湾、マカオ、台湾、韓国において生産が行なわれております。これらの発展途上国の産品は、いづれかといひますと、まだ品質的に程度の低いものの生産に従事いたしておるわけでございまして、そういう意味では、日本で現在つくつております高級品の域に達するまでにはまだ相当の時間がかかるとい

うふうに考えられるわけでございます、むしろこの際積極的に品質の向上と同時にまた高級品の販売というふうなことに重点を注いでまいりたいというのが恒久的な対策であろうかと思うわけでございます。

と同時に、もう一方、例の特恵制度というものがあつて、これが現在検討を加えられておるわけでございますけれども、特に開発途上の国々が、そういう点で、これは相手国の市場の開拓が何%かかっておるのかによって違つてまいるわけでございまして、高関税が課せられておる国につきましても、これら開発途上の製品に競争上有利に働くという面があるわけでございまして、そういう意味では、むしろこの特恵問題につきまして、やはり特にミシン、双眼鏡につきましても何らかの形で特恵除外にならないかどうかという点につきましても積極的に努力してまいりたいと思つております。

○中村(重)委員 なるほど品質の点については競争力は低いということは考えられる。ところが御承知のとおり、双眼鏡というのは国内のウエートよりも輸出ウエートが非常に高いわけですから、だから開発途上の技術というものをさらにこれは高まつてくるであろうということが考えられることが一点です。

もう一つは、日本の企業が資本進出をやる、そしてまた技術者も相当数進出をしていく。そこで低賃金の労働者を使っていくということになつてまいりますと、国内におけるところの逆輸入というふうなものもある形において行なわれるであろうと思つて、またそれよりも、結局海外市場でわが国の製品との競争というのが相当激烈化するのではないか。そういう意味におきまして海外市場の競争というふうなものは心配な点というふうにお考えになつておられるか、その点どうなんでしょうか。

○吉光政府委員 海外市場におきまして競争はますます熾烈になつてまいるといふ前提で判断したほうがいいのではないかとお考えでございます。

いま理由につきましても、御指摘の中にもございましたように、開発途上国からの追ひ上げというふうなものもあるわけでございまして、けれども、同時にまた、こういう製品の性格から、需要が急激に伸びてまいるといふふうなことは予想されないわけでございます。したがつて、いまからの方策といたしましては、やはり高級品、そしてそれを輸出秩序に乗せて、秩序よく輸出してまいるといふふうな考えと同時、いままで開拓しておりませんような市場がまだございまして、そういう市場に対する販路開拓というふうなことも積極的な手を打つてまいらなかつた、いままでのような輸出の伸びというふうなものは期待できないのではないであらうか、むしろ施策の重点はそういう方向に置くべく努力すべきであるというふうに考えます。

○中村(重)委員 当然なことだと思つて、私が申し上げましたように、開発途上国の技術も非常に向上してくる。国内の企業が資本進出をしていくということになつてまいりますと、同じようなことを開発途上国だってやるだらうと思つて、ですね。相当熾烈な競争が展開されるのではないかと、そのようなことが予想されるに、この法律案を廃止するという点に、やはり何か不安というふうなものが私どもに残るわけです。局長の答弁を伺つておきますと、従来の基盤というものを存続する、これを維持し、発展させていくのだ。双眼鏡においても、八事業協同組合に集約化されている、ミシンの場合も同じような傾向にあるのであるから、もう競争力の点について少しも心配ないのだと、むしろ樂觀的なお答えをしておられるわけでございますけれども、私は必ずしもそうは思わないのです。輸出市場におきましては、いま申し上げましたようなことが予想されるし、いま一つは、このきびしい規制の法律が廃止されたといふことになつてまいりますと、やはり大企業はそれなりに資本力にものをいわたたいろんな規模拡大というふうな方向に進むであらうというところは考えられる。また新規参入というものが規制さ

れないということになる。また八事業協同組合に集約化するといふながらも、アウトサイダーというものが出てこないという保証はない。ずっと従来の実績をお考えになつてみると、私が申し上げていることは、いや、そういうことではないんだといふことは言えないのであります。その点が全く不安がないというふうにお考えになつておられますか。確信を持つて御答弁なさることはけっこうなんでしょうか、その確信がゆるぎないものであるかどうか、私はその点が問題であると思つて、その点はいかがなんでしょうか。

○吉光政府委員 せっかく過去十年間の努力によりまして、ミシンにおきましては約十の集約化、グループ化が進行いたし、すでに固定化したしております。それから双眼鏡につきましても、いま御指摘の中にございまして、八つの事業協同組合がこれらまたすでに固定化したしつとあります。現在ではむしろ事業協同組合の内容を拡充してまいるといふ方向で、それぞれの組合員の意見が一致いたしておるわけでございまして、したがつて、現にありまます事業者に対する秩序が非常に確固たるものになりつとあるわけでございまして、この体制はこの法律を廃止いたしましても簡単にくずれるものではないといふふうな判断に立つたわけでございまして、同時に、輸出秩序のニューカマーの問題でございまして、状況はいかにいへばニューカマーが出てくる余地も全然ないとはいへないわけでございまして、現実には事業を営んでおられる人々の事業がこういう組織の中で強固な団結を持つておりますので、その簡単にニューカマーも出てこれないのではないであらうか。これをばばむ道はないわけでございます。はばむ道はございせんけれども、現在の既存の業界の秩序づけが相当定着いたしております。したがつて、そういう点でいささかの不安も——と言いますと、いささかオーバーでございますけれども、現状において判断できる限りにおきましては、その心配する必要はないのではないであらうか、こう判断いたしております。

○中村(重)委員 あなたの答えを聞いておりますと、非常に確信を持つておられる反面、もし過当競争が起つてくると、輸出秩序が乱れるということになつてくると、輸出法あるいは団体法においてこの法律を活用する、そこで輸出秩序を守つていきたいといふことをおっしゃつておられるのだけれども、この輸出法にいたしましても、あるいは団体法にいたしましても、なかなか有効に働かないのです。そういう法律があつたのだけれども、それで十分なものだからこういう特別立法をおつくりになつたわけだ。だから、輸出法であるとかあるいは団体法にあまり大きく期待をするといふことは問題がある。だから、こういったきびしい法律があるのにこれを廃止するといふ場合は、それに対応する措置というものがなければならぬと私は思う。業界に対して自助努力をお求めになることはけっこうだけれども、それと同時に、政府がこの法律を廃止される、そこでシロツクが起らないように、やはり現在の基盤を、お答えのようにさらに存続し、維持し、これを発展させていくならば、それに相応するところの対策をお立てにならないわけにはいかない。具体的なものはいろいろありましようが、完全共同化の方向というものが当然推進されなければならぬ。そういうことについて前向きのお答えがなされてないわけですね。ただ団体法であるとか、あるいは輸出法に期待をするのだといふことだけでは、私は不十分だと思う。だから、自助努力と同時に、やはり通産省としてこのような対応策を講じていきたい、そうした積極的な対策がなければならぬのではないかと。先ほど私がお尋ねをしてお答えがございましたように、四十三年度に急激に業者が減つていくことは何なんだ。いま洗い直して初めてわかつたのだ、そういう消極的なことでは、私はやはり不安があるわけです。その点、ひとつ通産大臣から、この際お考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。

○大平国務大臣 いままでも御説明申し上げましたように、この措置は臨時的な特例法でございます。

して、過当競争状態を排除して輸出の振興に特別な措置を講じるといふものでございまして、その限りにおきましては、業界の体制もようやく固まっておりますし、また輸出振興策として設立された団体の賦課金を強制徴収しなくとも、もう業界の中でそれだけの調子が自主的にできまうし、そのセンターの運営についても自信が持てる段階になりましたので、特例法が志向いたしました目的は一応達したから、それだけをはずすわけございまして、機振法的な振興対策でございまして、御指摘の団体法あるいは輸出取引法、そういう方面での規制は、一般の関連産業と同様に受けるわけでございまして、つまり、そういう特例法でもって規制しなければならぬという事態が解消されたわけでございまして、中村委員が御指摘のように、この双眼鏡並びにミシン業界に対して政府が手をゆるめていいというようなことは決してないと思つてございまして、業界の体制の整備、輸出秩序の維持、そういうことに對しましては、絶えざる関心を通産省としても持ち続けまして、遺憾のないようにしてまいらなければなりません。また御指摘のように発展途上国の追いつきがよい急を告げておる今日でございまして、わが国の輸出産業を守る見地から申しましても、技術の開発にいたしまして、また設備の近代化、業界自体の共同化、そういう面につきましては不断の努力を傾注してまいりまして、仰せのようにいささかも業界指導の努力が弛緩することのないようにやっておりますつもりでございまして。

○中村(重)委員 附帯決議もつけておつたことでありますし、ただいまの大臣並びに局長の答弁を信頼をいたしまして、この廃止法案に賛成をすることにいたしたいと思います。

最後に、要望申し上げて質問を終わりたいと思つて、シンガポールミシンの場合におきまして、バインミシン会社といふゆる合併会社ができ、シンガポールミシンといふ名のもとに相当な販売をやつておる。また一方、資本自由化の問題にい

たしまして、競争力が十分つき、いささかも不安がないという時点までこれを押えていきたいというところでございまして、自由化要求の声は非常に高くなつてくるであらうことも予想されるわけでありまして、また、特惠関税の問題においても私はしかりであると思つております。

いま一つ、御答弁を伺つておりまして不安に思つて、アメリカ国内で生産をしておるミシンと比較をいたしまして価格が一割安いということがやはりに気にかかるといふことは、低賃金労働力を利用しておるの開發途上国の追いつきといふものが強くなつてまいりますと、その面ではやはり競争に負けるという不安があります。だから価格競争ではなくて、品質を非常に高めていく。日本のミシンでなければ、日本の双眼鏡でなければだめなんだといふような信頼を高めていく。価格は相当高くとも日本の製品に對して期待を持たせたいといふような努力といふものが続けられていなければならぬと思つております。その点に對して十分遺憾のない対策を講じられるように強く要望いたします。私、この質問を終わりたいと思つております。

○大久保委員 長 玉置一徳君。

○玉置委員 この法案はたいして質問をするようなところもございせんけれども、一言二言疑義をただし、御要望申し上げたいと思つております。

まず第一点は、先ほどお伺ひしております、事業協同組合もしくは輸出のための組合等の秩序が立つたと思はれるからこれを廃止するといふお話であります。この輸出につきまして、いわゆる商社並びにこの組合自体が軽機械センター等を使いまして輸出をしていく割合はどうなつておるか。いわゆる三井、三菱、伊藤忠等の商社を通じて輸出しておる割合と事業協同組合自体もしくはその先兵である軽機械センターが直接輸出に關与しておる、この二つの割合がわかつておりましたら、ほぼでけつこうですか……。

○吉光政府委員 現実の輸出取引の秩序でございまして、総合商社にこういう品物を扱わせるといふふうな形ではございせんので、むしろメーカーと輸出業者と相手のインポーターといふふうなものがそれぞれある一つのルートに乗ると申しますか、そういう体制でいままでも輸出秩序の確立をはかつてまいつたわけであります。要するに、一般の商品と違ひまして、ともするとこの主力が全部輸出品でございまして、競争市場で販売が行なわれるということが一番まずいわけでございます。したがって、そういうメーカーとしてこれらの輸出商社、これは主としてもうすでに固定されております代理店と申しますか、そういうふうな、だれにでも売るといふふうなことをはなくて、ある特定の指定商社と申しますか、そこを通じて、同時にまたインポーターも、どのインポーターにでも売るといふことではなくて、相手国の中で相当信用力のあるインポーターとそれ結びつきを持っております、そういう秩序で販売ルートを確立してまいりたいと思つてございまして、ほとんどのすべての商品といつていいものがその取引秩序の中で輸出されておるといふのが現状でございまして。

○玉置委員 そうすれば、その中に占める軽機械センターの役割りというものは、どういう役割りをいままで果してまいりましたか。

○吉光政府委員 軽機械センターは現在外国に四カ所設置されておるわけでございまして、これはいづれかといたしますとまず一般的な市場調査、その国における当該業界の動向、需要の動向、双眼鏡にいたしましてミシンにいたしまして、いろいろの品質規格が、特に双眼鏡につきましては非常に多くの品質規格があるわけでございまして、どういふ商品に嗜好が推移してまいつておるかといふ意味の市場調査でございまして、あるいは積極的に引き合いのあつてせんをやることもあるわけでございまして、そういうふうな一般的な啓蒙活動が中心でございまして、と同時に

に、たとえば例のアメリカで起こりましたシンガー事件、あるいはまたヨーロッパで起こりましたBECの混合関税問題等につきまして、政府の経済外交とやらはらな形で、民間ベースでこの問題を打開していくといふような意味での先方の事業者との間の交渉ごとといふような、まわりを取り巻く環境の整備と申しますか、そういう点につきましてもセンターは活動いたしております。

○玉置委員 そうしますと、センターそのものは、取引面に入ることはあり得ても、それは主たる仕事ではなく、市場調査その他環境の整備、こういうことになると思つて、ジェトロでこれを吸収しもしくはジェトロで代行するということはありませんか。

○吉光政府委員 現在の機構もジェトロの機構でございまして。ただジェトロの一般業務と違ひまして、ある特定の品物について具体的に市場調査あるいはまた交渉ごとをやるという点がジェトロの一般活動とは違つた面があるわけでございまして。

○玉置委員 そうしますと、この輸出振興の法律が廃止されますと、何か輸出振興はそれで終わつたやうな感じもせぬわけでもございせん。軽機械センターそのものの活動は今後もせつかくできた秩序の上に立ちまして一そうの努力をしていかなければならぬということになりますと、中小企業が主たる業界の中で、五〇%の国の補助でありますけれども、でき得ればこれは全額国庫補助といふわけにはいかぬか。せめてジェトロ並みの援助をするやうな方向に持っていく意図がありやなしやお答えをいただきたいと思つております。

○吉光政府委員 機構的にはジェトロの中に入つておるわけでございまして、先ほどお答え申し上げましたように、ジェトロが一般的な経済動向、一般的な輸出振興活動をやつておりますのに対して、軽機械センターはいづれかといへば業界に近い線で、それぞれ具体的商品について宣伝活動あるいは調査あるいはアフターサービス等のあつせん等をやつておるわけでございまして。

したが、いままで、これをジェットロ並みの補助率まで全部高めることは望ましいことではございませんけれども、直接の便益が当該業界に直接はね返ってまいるといふような性格の仕事をやっておるわけでございすので、やはり一部民間負担もやむを得ないのではいかと思つてございす。ただ、五〇％が妥当であるかどうか、そういう点につきましてはさらに積極的に検討させていただきますと思ひます。

○玉置委員 先ほど中村委員からの質問にもありましたとおり、せっかくきょうまで体制整備も整いましたし、大きな成果もあり、秩序づけができてきたということになります。未開発国の追い上げというものはやはりこれも相当に日とともに問題になってくると思ひます。したがって、きょうまでの近況だけの振興では――ますます技術の高度化というところへ持つていかなければいかぬと思ひますが、業界ぐるみの振興法なり近況法と構造改善法のまん中くらいのをいま中小企業庁でも考へておられますが、そういう振興策について具体的に何か考へがあるかないか。

その次は、ことに中小企業のことでございますので、機械新技術の開発という問題に思ひ切つた力を出さなければいけませんけれども、そうした資力が伴わないかもしれせんが、政府は、新技術の開発についてどういふような、プロジェクトを考へておられるか。業界の振興したがって輸出の振興のためにどういふような考へを持っておられるか、ひとつこの機会に具体的に答へていただきたいと思ひます。

○吉光政府委員 ミシン及び双眼鏡の完成品あるいは部品等につきまして、過去におきまして中小企業近代化促進法の体系の中で基本計画、実施計画等を組みながら具体的にきめこまかい指導をしてまいつたわけでございす。その結果、設備におきましては特別償却の恩典等によりまして相当新しい設備、革新的な設備が導入されたという実績を持っておるわけでございす。したがら

して、この線の仕事はさらに一そう進めてまいらなければならないと思ひます。

それから技術研究の問題でございすけれども、これは従来双眼鏡あるいはミシンともそれぞれ開放研究所を持っておつたわけでございす。ミシンの場合におきましては今後機械検査協会の中で研究を続けてまいらうという体制がとられたわけでございす。特に中小零細企業が圧倒的に多い双眼鏡の業界におきましては、従前の日本双眼鏡開放研究所というものが設置されておりますけれども、これを中心にいたしまして、新技術開発がさらに進めていくことになるわけでございす。従来この研究所に対して機械振興資金等を通じて助成をはかつてまいつておるわけでございすけれども、やはり一本立ちになりまして必要な研究資金を状況に応じて機械振興資金等からさらに援助してまいらうというふうな方途も研究したいと思ひます。

○玉置委員 関連しまして大臣にお伺ひしたいのですが、この問題とは直接関係ないように感じますが、輸出秩序の攪乱と申しますか混乱は、総合商社が非常に競争し通すというところには、総合商社が非常に競争し通すというところには、原因があるように思ふのですが、幸い今回の場合にはあまり直接には関係ないようには思ひますけれども、総合商社の輸出の過当競争と申しますか、こういうものの秩序づけということにつきまして何かの考へがあるかどうか、この機会にお伺ひをしておきたいと思ひます。

○大平国務大臣 総合商社という形態は日本にユニークなものでございまして、最近輸出ばかりでなく、デベロッパとしても非常に多彩な活動をしておるもので、非常に多岐的な機能を發揮しておる特異なものでございまして、なぜかういふものが日本にできたのか、これは将来どういふ発展の様相をたどるか、そのあたり全く逆睹できないのでございすが、私もどしどしは、日本の持つておるエネルギー、信用、そういったものを具体化した力として総合商社の持つておる機能はそれなりに十分尊重してまいらなければならぬと思ひ

ております。ただ御案内のように、海外におきましてそれらがお互いにしのぎを削りまして、国益にマイナスになる面がないとは決していえないわけでございまして、それが非常に過度にわたり、自由な経済活動を保障してまいるのが基本でございすけれども、非常に秩序を乱すことで放置しておけないという場合には、現在のわれわれの体制では取引法の発動によりまして規制するより手はないのでございすが、できるだけ自由な活動を保障することに基本を置きまして、なるべく規制は御遠慮すべきじゃないかという考へでございすが、目に余るものがございすならば、十分考へていかなければならぬと思つております。

○玉置委員 いまのお話のとおり、総合商社の活動というものは日本独特のものであつて、こういうものがアメリカにもありましたら、アメリカの輸出がすつかり変わつておるだらうといわれるほど、きょうまでの功績というものは非常に大きいものがあると思ひます。しかし、在外公館に参りまして一番皆さんが訴えるのは、大体ある一定の金額で総合商社一社ぐらゐしか来るシェアがないのに、二社、三社がおいでになる。日本のある品物を一千万ドルで輸出をした。その数日後にうちだつたら九百万ドルでそれを輸出しますよと言つて競争をやつてくるものだから、向こうの輸入業者が、日本の商品を扱うのはよほど考へなければ非常に損をする機会があり得るというようなことで、これは過当競争の非常なマイナス面だと思ふのですが、法的にどうするということではできないと思ひます。いいところは太いに伸ばしていただいたらよろしいのでございすけれども、そういうモデルをどういふようにあの人たちが自身体に持たしていくかというふうなことを、何かひとつ懇談会等をお催しになるといふようなことをして、徐々にその弊害をなくする方向に御指導いただきたい、こう思ふのです。

そこでもう一つでありますけれども、輸出振興の法案の廃止でありまして、別にこれは一つの時期もまいりましたし、それから秩序づけもできま

したものですから、決議案にも盛りられておりましたような関係もございまして、廃止をされるわけでございすが、この間通産省の方針を、戦後のきょうまで増産並びに輸出振興に主力を置いてきたやり方を転換するんだというふうなことが新聞に載つておりました、もうすべて業界そのものが御自由になさいます、こゝまで力がついたらほうっておくぞというふうな感じもする。公害やその他に全力をあげるんだというふうな感じにとられるようなこともございまして、そういう関連でございすものが行なわれるんだという錯覚を起さされたらいかせんので、今後ほんとうにどういふようにお考へになっていすか。まだコンクリートはできておりませんので、しょうけれども、この法案と関連しまして、この間から通産省の、軽気球が上つております方針の転換について、商工委員会がございすものですから、大臣としてしゃべれるだけの御説明をいただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 それより前に、総合商社の問題ですけれども、これは総合商社の社長会というものがございまして、ときおり私も出まして、大きな話し合ひは業者間でやつておりますし、最近の傾向といたしまして、玉置さん御指摘のような、ほんとうに歴然たるわが国の不利を招来するような取引について、事前にその商社間のある種の暗黙の了解がございすならばたいへんにいいわけでございすが、そういう機運も徐々にできつつあるということを御報告しておきます。

それから、通産省の新政策でございすが、これは取り立てて言うまでもなく、いままでの本委員会での御議論を通じまして、各委員において十分考へを言つていただいていることと思ひますけれども、いままでの通産行政というものは、いわば物資の生産、輸出及び流通というふうな物資本位といひますか、したがって、通産省の仕組みにいたしまして、重工業局とか化学工業局とか繊維雑貨局という、物本位になっておるわけでございす。ところが、いま非常に問題なの

は、たとえば住宅というものをどうするかという問題、非常に国民生活に近接した問題でございますが、一体この住宅というものを考えてみた場合に、これは一つの総合産業でございます。鉄とかアルミとか木材とかいう単品の集合体でございますけれども、特異な機能を持つておるわけでございますから、住宅産業というものを育成するという立場から、通産行政は単品行政から一歩前進しないといけない。おるんではなからうか。したがって、ことしの予算で住宅の調査費をいただきまして、行く行くはこれをプレハブリノベーションに持っていくなければならぬ。そして、いまの非常にプリミティブな形で大工、左官をやっておるような仕事、三兆もの投資が行なわれておるにもかかわらず、そういうような仕事があるということに着目しないのは、これは怠慢じゃないかということが言えるわけでございます。

それから、いま非常にやかましくなっておる公害問題、これももう一つの企業の要件というよりは、企業の存立の根本にさわたってきおる問題でございます。これもまた単品行政ではカバーし切れないような広範な問題になってきておる。それからまた、われわれが言っております資源問題、鉄、石炭、ウランだとかいうような問題も、いままでばらばらに電力の問題とかガスの問題とかいうような二次的なエネルギーの問題として非常に論議したけれども、一番根本の足になっておる第一次のエネルギー、一体経済がこのように成長して、総合開発計画で昭和六十年にはこんな構想だ、百五十兆もの国民生産が可能だというふうなときに、それに必要とされる資源というふうな問題を一体どうするかということが十分問われていないんじゃないかという問題もございまして、私どもとしては、その国民生活のほかにできるだけ近いところに行政の焦点を持つていかないと、申しわけないんじゃないかというところで、いまぼつぼつ研究を始めまして、来年度の概算要求までには、まあ明年度実行すべき

であり、できるものを見当をつけまして、出してみようかというところで鋭意研究しておるわけでございますが、一部新聞でそういうふうな報道が行なわれておりますけれども、まあ当たらずといえども遠からず、そういうような感じで進めておりますというのを御報告申し上げておきます。

○玉置委員 質問じゃございせんが、最後に希望を申し上げて、質問を終わりたいと思ひますが、いまのお話のように、住宅産業にしろいろいろな複合産業でございまして、ただ私は、このころ八幡、富士の合併の問題よりは少しみんなで気をつけなければいかぬと思ひます。新しい産業を組み合わせますときに、財閥の三井なら三井、三菱なら、三菱、住友なら住友の総合戦力をもってやってこれまして、あるいはチェーンストアというふうなところにもいわれる総合商社が全部そこへ乗っていく。そうしてせつかく一つの業界として伸びてきておるものを、伸ばしてくると、ほとんど全部総合商社なりあるいは財閥がこれを吸収し、つかんでしまふということに、もつとわれわれは注目すべきじゃないかというところを——このころ八幡、富士の合併の問題のいろいろな議論に関連いたしまして、気をつけなければいかぬという重大な問題があるような感じがするのであります。

いま大臣から答弁がございましたから、関連して日ごろ考えておることをちょっとつけ加えたわけですが、以上をもちまして質問を終わります。

○大久保委員長 近江已記夫君。

○近江委員 家庭用ミシンの登録事業者数、この推移を見ますと、法の制定当初の百二十一から六十まで減少しております。それから双眼鏡の登録事業者の数は、二百十五から百九十八と、まあわずかに減少したのにすぎないわけですが、このミシンの登録事業者のそういう減少、これはすなわち中小企業の減少を示しておる、このように思ふわけですが、その理由がですね、大企業業のそういう不当な圧迫があったのじゃありませんか。こういう心配が一点あるわけですが、

それからまた本年の四月以降に、メーカー段階で数量規制を撤廃したというようにございまして、今後中小企業者が不当に圧迫されることがないかどうか。この点を簡潔にお答えを願ひたいと思ひます。

○吉光政府委員 この法律が施行されました当初におきまして、企業者が激減いたしておるわけでございますけれども、この現象は、主として従来数量割当て制のワケをたよりにして事業をいたしておった事業者、現実には幽霊事業者と申しますか、自分では生産活動に従事していなかった事業者が、登録制が実施されることによりましてみずから事業を廃止した、いわば不健全な事業者がそのまま姿を消したというのが法制定時における現象でございます。そうして、さらに三十八年に約二十八の企業が減少いたしておりますが、これは取引秩序あるいはグループ化等を進める過程におきまして、業界相互でそれぞれ転業資金を出し合ひまして、その転業資金をもとにして転業者が出たのがその次の三十八年の二十八でございまして、したがって、こういう事情を前提にいたしまして企業数が減つておるわけでございます。決して大企業が中小企業を圧迫してこういう結果が出たということではないというふうに私どもは了解いたしております。

それから最後に、本年の四月からメーカー段階におきまして数量規制を撤廃したわけでございますが、ミシン業界はすでに御承知のように、現在の相当の秩序づくりが行なわれておりまして、この数量規制を撤廃いたしましても、これによって起こる混乱というものはすぐには出てこないのではないであらうか。むしろいままでつくり上げました輸出取引の秩序をさらに輸出取引の規制のワケ内におきまして、要するに輸出取引の規制の問題として処理してまいれば十分に対処できるのではないであらうか、このように考えております。したがって、四月に数量規制を撤廃いたしましたけれども、現実にはこの撤廃によって混乱は起こつておらないというのが現状でございます。

○近江委員 それからこの軽機械の輸出の現状であります。十年前くらいから比べてどうかという問題です。この軽機械の輸出の伸びというのは全体の輸出に比べてかなり小さいように思ひますが、その原因がですね。それから特にこの軽機械法の対象にしておるミシンあるいは双眼鏡、この伸びが非常に小さいように思ひます。この通商白書を見ますと、ミシンは年々若干はふえておりますが、一般機械がたとえば対前年比で二五・八、ミシンが一・八・七あるいは精密機械全体で二〇・六、双眼鏡が一・五・三、こういうように数値が出ておりますが、この軽機械は輸出の振興に効果というものがあつたのかどうか、この辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○吉光政府委員 御指摘のように、昭和三十四年法制定当時と現在までの日本の全体の輸出の伸び、その全体の輸出の伸びの中で特にこういう法律で保護されました家庭用ミシンなり双眼鏡の輸出の伸び、これが少し低いのではないかと、こういう御指摘でございますが、この日本経済の中で日本全体の輸出の伸びをささえたのは実は機械類であつたわけでございます。三十四年当時と比較しまして、昨年度では約六倍の輸出量の伸びになつたわけでございます。ところが他方この軽機械関係、特にミシンにつきましては約二倍、それから双眼鏡につきましては約一・七倍というふうに、伸び率が他の機械類に比べて相当少ないわけでございますけれども、決してこれはこの法律による効果がなかったというよりか、むしろこの法律にささえられてこまごまと伸びてきたというふうな考え方が妥当ではないかと思ひます。と申しますのは、従来のミシンあるいは双眼鏡等の輸出関係の数字は、その年々によって非常に多岐にわたつたわけでございます。結局これははくらく貿易、過当競争、輸出先での過当競争というふうなことから大きな波を持つたわけでございますけれども、この法施行後におきましては、そういう意味の波乱は大きなものは

なくて、ある一時期だけございますけれども、全体を通じて大きな波乱はなく、着実に輸出が伸びてまいっているというふうなことは、やはりこの法をバックにいたしまして業界の秩序づくりが健全に進展してまいった結果ではないか、このように考えます。

○近江委員 それから、最近双眼鏡の輸出価格というものが非常に下がってきておる、そういう傾向にある、こういうように聞いておりますが、今後この過当競争の心配がないかどうか、こういう問題が一点です。

それから、先ほどからも話がいっている出ておりましたが、香港、台湾あるいは韓国、そうした発展途上国でもそういった軽機械を当面の輸出商品として非常に努力している。その現況、それから海外市場でのそういうふうな競争の状況、それについて簡潔にお聞きしたいと思う。

○吉光政府委員 最初に輸出価格でございますけれども、確かに御指摘のように、四十二年ごろまで一時輸出価格が低落いたしておりました。ところが、四十二年を底にいたしまして、まただんだんと持ち直しを始めておるわけでございまして、結局、特に双眼鏡の業界につきましては、過当競争的要因が中にあるという姿なのでございすけれども、これが持ち直しに転じたのは、やはりそれぞれの事業者がそういう意味での自覚に徹しまして、八つの協同組合にグループ化がその後行なわれたわけでございす。この八つの事業協同組合にグループ化が行なわれたということが輸出価格の低落を防ぎまして、むしろいま徐々に輸出価格全体を引き上げておる非常に強い力になっておるものだというふうに考えます。したがって、この八つの協同組合を核として将来の双眼鏡業界における事業が行なわれる限りにおきましては、だんだんと安定化の方向に向かってまいっているのではないかとこのように考えるわけでございす。

それから第二の、発展途上国における競争状況でございますが、先ほどもお答え申し上げました

ように、ミシンにつきましてはインド、台湾、韓国等で生産が行なわれつつございすし、特に台湾製品は一部輸出向けに輸出され始めておるのが現状でございます。また双眼鏡につきましては香港、マカオ、台湾、韓国において生産が行なわれておりまして、この中で特に香港の双眼鏡が最も競争力を持っておるものだというふうに考えております。ただ、これらの発展途上国の製品は、どちらかといいますと、まだいわゆる低級品と申しますか、そういうふうな部類に属するものが多くわけございまして、したがって、価格的にも安いし品質的にも程度が低いというふうなもので生産の中心が置かれております。日本品と品物で競争するということはまだ非常にむずかしい段階ではないかというふうに考えます。

各市場でのそれらの国の製品との競争状況でございますが、ミシンについてながめてみますと、これはアメリカが総輸入いたしましたものの中で、一九六八年、昨年でございますが、日本品が七五・五％、台湾品が三・四％、インド品が〇・二％、韓国品が〇・一％という比率でございす。

それから西独の市場でながめますと、日本品が四三・五％、台湾品が五・二％、インド品が〇・三％、韓国品が二・三％、こういう数字でございす。

それから双眼鏡について金額ベースでながめてみますと、アメリカにおきましては日本品が九三・二％、香港品が三％でございす。

それから西独におきましては日本品が八〇％、これは昨年の一月から九月までの集計でございす。日本品が八〇％、それに対しては香港品が六・八％でございす。

ただイギリスにつきましては、日本品が五六・三％に對しまして香港品が二二・四％、これは英連邦内における取引でございすので、香港品がイギリスでは相当のシェアを占めておるといいうのが現状でございす。

○近江委員 それから軽機械全般でありますけれども、この海外市場でのシェアが、特にアメリカに比べますとヨーロッパは相当低いように聞いておるわけであります。その原因はどこにあるのですか。

○吉光政府委員 ミシン、双眼鏡によって少しずつ事情が違ふかと思うわけでございすけれども、ミシンにつきましては、特にヨーロッパでは西独、イタリヤあるいはその他の国々に、シンガーの子会社でございすとか、あるいはそれぞれの民族資本でございす製造業者でございすとか、相当の製造業者がヨーロッパの諸国にございす。したがって、アメリカのようにシンガー一社で支配しておるような国と違ひまして、メーカーの数がやはりヨーロッパ・サイドには多いということ、これがアメリカとヨーロッパに對する日本品の輸出のウェイトが違つておる根本的な理由ではないかと思うわけでございす。

さらに、ヨーロッパにつきましては、従来ともすると輸入制限的な動きがあったわけでございす。最近だんだんとそういう意味の輸入制限が撤廃され、現在ではわずかの国だけが輸入制限をやつておるという状況でございす。こういう事情に對処いたしまして、日本からヨーロッパへの進出のしかたをいたしまして、製品輸出から、逆に現地地で合併企業を営んでそこで生産するといふふうな方式をとつておる会社もございす。そこらでやはり、ヨーロッパ市場におきまして日本品が直接輸出するシェアとして低くなつておる原因ではないかと考えます。

それから双眼鏡でございすけれども、これはイギリスにつきましては、先ほど申し上げましたように、同じ英連邦国であるという有利さをもちまして香港品のシェアが相当大きくなつておるわけでございます。その他の国につきまして、特にアメリカに比べて日本品のシェアが低いといふふうな現象は、ミシンほどは顕著でないのではないかと思います。ただフランスだけは、これは完全

に日本の双眼鏡につきまして輸入制限を現在実施いたしておる。したがって、その影響も出ておると思うわけでございす。

○近江委員 それから輸出振興事業協会の残余財産、それから今後のあり方、職員の処遇をどうしていくか、以上三点について。

○吉光政府委員 輸出振興事業協会につきましては、本法が成立いたしましたと解散手続に入るわけでございますけれども、その際、残余財産をはつきりと整理されてくることなると思いますが、大体従来の予算規模が年間四千万見当、多い年で五千万程度というふうな事業活動を実施いたしておりました。したがって、この事業活動から判断いたしますと、大体年度の区切りが終わり、同時にまた新しくこの六月三十日までには廃止するものとすという現行法を前提にいたしまして本年度予算を組んでおりますので、いま想定される段階におきましては、そう多くの残余財産は持っていないのではないかとこのように考えるのでございすけれども、これは現実には清算手続に入りましてさらにはつきりした数字が出てまいらると思ひます。あらかじめ本年度の振興事業協会の計画としては、そう大きな事業予算を持てないのではないかとこのように考えております。

それから廃止後の今後の問題でございすけれども、このミシンと双眼鏡につきまして別々に、ミシンにつきましては日本家庭用ミシン工業会、これは社団法人でございすけれども、これが現在やっておりますミシン輸出振興事業協会の業務をそのまま承継してまいらるということになっております。また双眼鏡につきましては、日本輸出双眼鏡協同組合連合会、これが現在振興事業協会をやつておりました事業を承継するということになつておるわけでございす。

それから最後に、職員の身の振り方の問題でございすけれども、いずれも円滑に現在進んでおるわけでございまして、実はこの振興協会が廃止された場合に備へまして、それぞれ現在いる職員の希望を聞く。それぞれの新しく仕事を承継する

ところの団体でそのまま仕事をやらせてもらうというのが原則でございますけれども、中には、この際にほかのほうの仕事にかわりたいというふうな希望を持っておられる方もございますので、これは私どもあるいはいままでの関係団体の方等それぞれ御努力されまして、それぞれ希望どおりのところにみな身の振り方はきまっておりますというふうに伺っております。

○近江委員 たとえば残余財産等の問題について、きわめて常識的な推測の答弁があつたわけでありまして、この辺のところは少なくともやはりきちつとつかんでおるのが私は当然だと思ふ。

これはこれでいいのですが、それから過日、ミシンの部品不足に対して関西のミシンメーカーがインドから部品を輸入しておる、これを組み込んだミシンを輸出する、こういうようなことが伝えられておつたわけでありまして、そうしますと、この軽機法によりまして、この種のミシンは一つは輸出ができるのであるかどうかということをお聞きしたい。

それからさらに、この部品の不足対策、これについて業界あるいはまた政府としてはいかに対処していくか。

以上の点について簡潔にお答え願いたいと思ひます。

○吉光政府委員 中がまにつきましては指定部品となつておりますので、現在法律におきましてはこういう登録製造事業者以外の者が製造しました、たとえばインドから輸入いたしましたような中がま等を使用して、そうしてそれでつくられた製品を輸出いたします場合には、これは通商産業大臣の認可が必要であるという制度になつておるわけでございます。したがうして、現行法の段階におきましては、すぐに手続をしないままこれを輸出するということは許されておらないわけでございます。ただ現実の問題として、インドの製品、中がまは非常に品質が粗悪でございます。したがうして、現実の商談は進みまして、輸入は進まないまま現在に至つて

おります。と申しますのは、この品不足に対応いたしまして他の中がまメーカーが増産につとめまして、その増産された品物によって部品不足問題を解消したというのが現状でございます。

将来の一般的な部品不足問題についての対処のしかたでございますけれども、これもやはりこういう品物でございますので、国内供給によつてまかなつてまいらうというのが基本的な原則でございますけれども、時と場合によりまして、あるいは不足を生ずるということも出てこないとも言ひ切れないうわけでございます。そういう場合には、やはり輸入品でカバーをカバリーしてまいらうということも必要だと思ふわけでございますけれども、この輸入品でカバーいたします場合に、それを前提にいたしまして、輸出検査の手続につきまして基準の改正が必要になつてくるのではないかと考えます。

○近江委員 それから、この法が廃止されたあとにおいてのカーの問題であります、いろいろな法案があると思ふのであります。この機械工業振興法が四十六年三月三十一日に失効の予定になつておりますが、その後の処置についてはお考えになつておりますか。

○吉光政府委員 機械工業振興臨時措置法につきましては、御指摘のとおり四十五年度末、したがうして四十六年の三月末をもつて失効することとなつておるわけでございます。これは、特に開放経済下におきます機械工業の競争力の強化というふうなことに着眼いたしまして立法されたわけでございます。したがうして、現在、この振興法の体系で体質改善等どんどん進行いたしておるわけでございますけれども、その次のステップの段階におきまして、どういう形で機械工業の体質改善を取り上げたいのかという根本問題ともからみ合う問題でございますので、現在、研究小委員会を内部に持ちまして、その後のあり方の問題について、業種別に根本的な見直し作業を行なつておる段階でございます。

○近江委員 最後に、大臣に。この法がいよいよ廃止されることになるわけですが、いろいろの問題点が浮き彫りにされてきたわけでありまして、實際上、この業界においては、その体質の点においてもまだまだ弱体な点がありますし、金融措置の問題とか、あるいはさらに今後の輸出の増進とか、あるいは人手の問題とか、さまざまな中小企業がはらむ問題を解決しなければならぬ、そういう問題をたくさん持つておると思ふのです。今後、この法が廃止されるわけでありまして、大臣として、業界をいかに今後育てていくか、その辺のところの抱負をお聞きしまして終わりたいと思ふわけでありまして。

○大平国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、一つの特例法でございますが、特例法の目的は一応達したわけでございますが、この特例法の廃止によりまして、この二業態に対して政府は手を引くなんというものでは決してないのでございまして、御指摘の機械法をはじめとしたしまして、輸出入取引法その他関連法をベースにいたしまして、新しい内外の経済環境に適応いたしますために、私どもといたしまして、技術の開発、設備の更新、体制の整備、輸出力の強化、そういう点につきましては特段の配慮を怠らない決意でありますので、御協力をお願いいたしますと思ひます。

○大久保委員長 これにて質疑は終局いたしました。○大久保委員長 これより討論に入るものであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。軽機械の輸出の振興に関する法律を廃止する等の法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○大久保委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。おはかりいたします。本案に関する委員会報告

書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

○大久保委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保委員長 午後二時から再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時二十四分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和四十四年七月二日印刷

昭和四十四年七月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局